

奈良県告示第三百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和六年三月二十二日

奈良県知事 山下 真

西尾 勝彦	施術者の氏名	西尾接骨院 天理市田部町五三九	施術所の名称及び所在地	令和六年二月十三日	廃止年月日
-------	--------	--------------------	-------------	-----------	-------